

＼禁煙したいのにやめられない…／



禁煙外来

はじめませんか？

一定条件を満たすと健康保険が適応されます！

以下の条件を**全て満たす方**が対象です。

- ① 1日の喫煙本数×喫煙年数の値が200以上。
- ② ニコチン依存度テスト(TDS)が5点以上のニコチン依存症であること。
- ③ すぐに禁煙治療を始める意志があること。
- ④ 医師から受けた禁煙治療の説明に文書で同意していること。
- ⑤ 1年以内に保険を使った禁煙治療を受けていないこと。



＼**タバコ代と比べてみてください！**／

タバコ1箱400円とすると
12週間で36000円！

12週間の禁煙治療を**3割自己負担**(保険適用)で受診した場合、
約1万3千～2万円ほどです。**約月5,500円**程度。

※禁煙治療にかかる期間は12週間を基本としています。

まずは診療所スタッフにお気軽にご相談下さい。

京都民医洛北診療所 (075)-723-0960

